

滋 県 情 第 2 1 号
令和3年(2021年)1月29日

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会
会長 横 田 光 平 様

滋賀県知事 三日月 大 造

個人情報の取得の制限の適用除外となる事務について（諮問）

滋賀県個人情報保護条例第6条第1項第8号の規定により取得の制限（個人情報の本人からの取得の原則）の適用除外となる事務については、平成17年3月29日に「個人情報の取扱いの制限の適用除外となる事務について」の一部として旧滋賀県個人情報保護審議会から答申をいただいているところですが、同項の規定によりあらかじめ滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くこととされている事項について、別紙のとおり、取得の制限の適用除外となる事務の類型を追加したいので、貴審議会の意見を求めます。

〈別紙〉

取得の制限（個人情報の本人からの取得の原則）の適用除外となる事務

1 類型

映像、画像または音声の記録を伴う事務

2 事務の概要

映像、画像または音声の記録を伴う事務を行うに当たり、不特定または多数の者が記録に写り込み、または入り込むことが避けられない場合（例として、庁舎や県管理施設に設置した固定式カメラまたは公用車、無人航空機等に設置されたカメラにより記録を行う場合）

3 本人以外から取得する理由または必要性

上記の場合においては、本人から取得し、または本人の同意を得て取得することが困難であり、これを除いて当該記録を行うことも技術的に困難である。このような事情の下で、本人から取得しなければならないとすることは、事実上当該記録を行うこと自体を困難なものとし、事務の目的の達成に支障が生じるため。

今回の諮問の背景について

滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第6条第1項は、個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）を取り扱う最初の段階である取得の時点において、本人から取得することを原則とし、これを実施機関に義務付けるとともに、例外的に本人以外のものから個人情報を取得できる場合を定めたものである。

条例第6条第1項は、本人からの取得の原則の適用除外として、同項第1号から第7号までに規定する場合のほか、同項第8号において、「前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で本人以外のものから取得することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。」と定めており、これまで旧滋賀県個人情報保護審議会の答申を得た上で、別添のとおり本人からの取得の原則の適用除外となる事務の類型を定めている。

今回意見を求める事務の類型について、本県においてはこれまで、防犯カメラ等については庁舎管理権に基づき要領を定めるなどして対応してきたが、今般新たに令和3年度以降に調達する公用車の基準仕様にドライブレコーダーが追加されることとなったことから、「映像、画像または音声の記録を伴う事務」を個人情報の本人からの取得の原則の適用除外となる事務の類型とすることについて、意見を求めるものである。

なお、本人からの取得の原則の適用除外となる事務により取得した個人情報の取扱いについても、条例第5条（個人情報の保有の制限等）および第8条（利用および提供の制限）の規定の適用を受けることには変わりはないことから、今回追加する類型に係る情報が目的外利用および提供の制限に係る適用除外を規定した条例第8条第1項各号に該当する場合には、目的外利用または提供の対象となり得ることとなる。

〈参考〉

1 防犯カメラ等について

「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例（平成15年滋賀県条例第5号）に基づき定められた「防犯カメラの運用に関する指針」や庁舎管理権に基づき、滋賀県庁舎等管理規則（平成24年滋賀県規則第59号）等の規定により室管理者等として当該室等を管理している所属の長が防犯カメラに係る運用要領等を定め、防犯カメラで撮影中であることを明示するなどして設置している。

2 ドライブレコーダーについて

令和3年度以降に調達する公用車については、公用車の使用中に交通事故等が発生した際の正確な状況を記録することにより、事後処理を円滑に進めるとともに運転者の安全運転および事故防止意識の向上を図るため、基準仕様にドライブレコーダーが追加されることとなった。

また、基準仕様に追加されることから、道路施設等の状況等を確認する際に使用する公用車にも装備され、道路施設等の管理等の目的でも記録されることになる。

【条例第6条第1項第8号の規定により答申を得た事務】

○共通事務 ※平成17年3月29日答申

類型	事務の概要	本人以外から取得する理由または必要性
①栄典、表彰等に関する事務	栄典、表彰等の選考を行うに当たり、候補者に関する個人情報を本人以外のものから取得する場合	事務の性質上、本人から取得したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の公正な運営に支障をきたすなど、円滑な実施を困難にするおそれがある。
②申請・届出等	提出される申請・届出等に当該申請者等以外の者に関する個人情報が含まれている場合	申請等の提出者以外の者に関する個人情報を記載することが県規則や要綱、要領等で事務処理に必要な要件等となっている場合や、情報の客観性、正確性を確保するため本人以外から取得することが必要な場合がある。 なかには本人から取得したのでは事務の円滑な運営に支障が生じる場合がある。
③行政指導等に関する事務	行政指導、取締等を行うに当たり、本人以外の関係者や団体等から取得する場合	本人から取得したのでは、情報の客観性、正確性を確保できず事務の公正な運営に支障が生じる場合や、本人からの情報を得ることが到底期待できない中で、情報を端緒として公正な事務の運営を図らなければならない場合がある。 内容によっては、本人以外の者から個人情報を把握することなしには、事務を適切に処理することができない場合がある。 特に団体等の指導にあつては、団体等の職員、構成員等に関する個人情報や施設の利用者、入所者等に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。
④委員、講師等の選任に関する事務	委員、講師、指導者、参考人等の選任を行うに当たり、候補者に関する個人情報を当該候補者の所属する団体等から取得する場合	本人から取得したのでは、情報の客観性、正確性を確保できず、事務目的達成に支障が生じるおそれがある。 団体等の推薦の場合は、推薦という事務の性質上、本人から取得することができない。
⑤相談、要望、陳情等に関する事務	相談、要望、陳情、意見、苦情等により提供される個人情報の中に、当該相談者等以外の者に関する個人情報が含まれている場合	相談等における情報は、相談者等の意思により提供されるものであり、その性質上、取得に選択の余地がない。 また、相談等の内容によっては、相談者等以外の者の個人情報を把握することなしには、事務を適切に処理することができない場合がある。
⑥評価等に関する事務	評価等の事務を行うに当たり、本人から取得したのでは事務の目的を達成することが困難と認められる場合	本人から取得したのでは、情報の客観性、正確性を確保できず事務の公正な運営に支障が生じる場合がある。
⑦所在不明等の場合における必要な調査	所在不明等の理由により本人から取得することが困難な場合	本人が所在不明、心神喪失等の状況にあるときや違法行為の実行者が不詳である等の理由により本人から取得することが困難であるとき、本人以外から個人情報を取得しなければ事務の目的達成に支障が生じる場合がある。
⑧診療、保健指導等	病院、保健所等の機関において、的確な診療行為、疾病予防行為等の際に、本人以外から取得する場合	患者や受診者等に対し、的確な医療、保健指導等を行うに当たって、本人に関する個人情報を取得する必要がある場合がある。

⑨委託契約等に関する事務	委託契約等を行うに当たり、当該契約等の受託者等から当該業務に従事する者等に関する個人情報を取得する場合	契約内容等によっては、委託先の会社の従業員等に関する個人情報を取得することが必要な場合がある。
⑩職員の任用、処分、人事管理等に関する事務	職員の任用、処分、人事管理等を行うに当たり、当該職員等に関する個人情報を本人以外から取得する場合	職員の任用に当たっての適格性の審査や免職等の処分または処分の妥当性の審理、その他人事管理を行うに当たって、本人以外から個人情報を取得することが必要な場合がある。
⑪議員の履歴管理に関する事務	議員(元議員を含む。)の履歴管理を行うに当たり、当該議員に関する個人情報を本人以外から取得する場合	事務の性質上、情報の客観性を確保する必要がある。
⑫公共事業等	公共事業等において、土地、建物等の取得、収用、補償等を行うに当たり、権利関係等に関する個人情報を本人以外のものから取得する場合	所有権等の権利関係等を確認するに当たっては、本人以外のものから個人情報を取得することが必要な場合がある。また、それらの内容を正確に把握しなければ、事務を適切に処理できない場合がある。
⑬融資制度の運営等に関する事務	県の融資制度の運営等に当たり、借受者や保証人等の償還状況等に関する個人情報を取得する場合	借受者や保証人等の償還状況等についての情報を、本人から取得したのでは情報の客観性、正確性を確保することができない場合がある。
⑭学術研究・調査	学術研究および調査の対象となる情報の取得を行うに当たり、本人以外のものから個人情報を取得する場合	大学、指導研究機関等における学術研究等に必要情報の取得に当たり、本人以外のものから個人情報を取得することが必要な場合がある。
⑮争訟、交渉、検査、監査等に関する事務	争訟、交渉、検査、監査等の事務を行うに当たり、本人から取得したのでは事務の目的を達成することが困難と認められる場合	事務の性質上、情報の客観性、正確性を確保し、公正な判断や主張立証等を行うに当たり、本人以外のものから個人情報を取得することが必要な場合がある。
⑯海外からの来訪者、研修生等の受入	来訪者や研修生等の受入に当たり個人情報を取得する必要がある場合	滞在中の適切な対応を図るために、生活習慣の違い等を把握する必要がある、本人以外の者から取得することが必要な場合がある。
⑰資料等の收受	送付された資料等の中に個人情報が含まれている場合	資料等が送付されてきた場合には、取得せざるを得ない。報告書等の一部である場合、個人情報の部分だけを除いて取得することは困難である。

(案)

滋 公 情 個 審 第 号
令和3年(2021年) 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造 あて

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会
会 長 横 田 光 平

個人情報の取得の制限の適用除外となる事務について(答申)

令和3年(2021年)1月29日付け滋賀情第21号で諮問のあった個人情報の取得の制限の適用除外となる事務について、当審議会の意見を下記のとおり答申する。

記

滋賀県個人情報保護条例第6条第1項第8号の規定に基づき令和3年(2021年)1月29日付け滋賀情第21号により諮問された事務の類型を、別紙のとおり個人情報の取得の制限の適用除外となる事務として定めることについて、適当と認める。

ただし、当該事務の運用に当たっては、同条例の規定の趣旨を踏まえ、個人情報を取得する必要性を十分に検討の上、事務に必要な最小限の範囲で取得するよう努められたい。

また、今回諮問された事務の類型は全ての実施機関に共通するものと考えられるので、各実施機関にもその旨周知徹底されたい。